

# **抜本的な税制改革への提言**

**～復興と経済成長、社会保障改革と財政再建のために～**

**2011年4月**

**社団法人 関西経済同友会  
経済政策委員会**

# 目次

## 提言要約

Ⅰ. はじめに	(1頁)
1. わが国経済社会の現状と課題	(1頁)
2. 税制の果たすべき役割と税制改革の方向	(1頁)
Ⅱ. 税制改革への提言	(3頁)
1. 法人課税改革	(3頁)
(1) 現状と課題	(3頁)
1) 大震災からの復興と企業力の強化	
2) 厳しいグローバル競争と国内雇用の縮小	
3) 重い法人課税負担	
(2) 対策	(4頁)
1) 地方法人二税の撤廃	
2) 財務省型実効税率を国際水準にし、国際競争力強化	
3) 環境関連の設備投資減税、研究開発減税の拡充	
2. 個人所得課税改革	(5頁)
(1) 現状と課題	(5頁)
1) 女性の社会進出	
2) 「103万円の壁」「130万円の壁」	
3) 所得税と社会保険料の一体改革	
(2) 対策	(5頁)
1) 配偶者控除・配偶者特別控除の撤廃と基礎控除の拡充	
2) 社会保険料は個人が納付する制度に改正(「130万円の壁」の撤廃)	
3) 保育・教育税額控除の暫定的創設	
3. 環境関連税制改革	(7頁)
(1) 現状と課題	(7頁)
1) 地球温暖化への取り組み	
2) 地球温暖化対策と経済成長	

(2) 対策	(7 頁)
1) 環境関連の設備投資減税、研究開発減税	
2) 既存エネルギー税制の抜本的見直し	
4. 消費税改革	(8 頁)
(1) 現状と課題	(8 頁)
1) 社会保障と財政再建を巡る諸問題	
2) 消費税増税の前提	
3) 経済成長戦略の確実な実行	
(2) 対策	(9 頁)
1) 消費税 5%増税(改正後の税率は 10%)を早急に実施すべき	
2) 増税後の財政の姿と方向性	
3) 災害復興支援と消費税	
4) 公正さと逆進性是正の確保	
5. 執行面での留意点	(11 頁)
(1) 現状と課題	(11 頁)
1) 正確な所得把握	
2) 徴税システムの効率化	
(2) 対策	(11 頁)
1) 社会保障と税の共通番号制度の導入	
2) 歳入庁の設立	
3) 国際的な納税監視機構の設立	
III. おわりに	(12 頁)
【平成 22 年度 経済政策委員会 活動状況】	(14 頁)
【平成 22 年度 経済政策委員会 名簿】	(16 頁)

抜本的な税制改革への提言(要約)  
～復興と経済成長、社会保障改革と財政再建のために～

I. はじめに

1. わが国経済社会の現状と課題

3月11日に発生した「東日本大震災」、「福島原発事故」による戦後最大の危機に対し、政官民の総力を結集して復興に向かわなければならない。わが国は1990年代以降、グローバル競争、少子高齢化、地球温暖化、デフレ・低成長と多くの課題を抱えてきた。この間の景気対策と社会保障費の膨張で、国・地方の借金のGDP比は主要先進国の中で最悪となり、危険水域に達している。われわれは、復旧計画、復興計画と併せて「新成長戦略」、「財政運営戦略」の確実な実行を訴え、今回これら戦略を後押しする「税制改革」について提言する。

2. 税制の果たすべき役割と税制改革の方向

税制が果たすべき役割は大きく、改革によって①企業や企業立地の国際競争力に資する法人課税減税、②女性の自由な就労の障害要因となっている配偶者控除等の廃止、③既存エネルギー税制の抜本的見直しと、環境関連設備投資などへの政策減税、④社会保障の安定財源と財政再建のための消費税増税、を目指すべきである。

II. 税制改革への提言

1. 法人課税改革(地方法人二税の撤廃) ～復興とグローバル競争力強化のために～

(1) 現状と課題： 大震災からの復興と将来にわたる経済成長のために、企業力の強化が重要である。わが国の法人課税負担は、地方法人二税(法人住民税、法人事業税)の負担が重い点と、研究開発・設備投資の税額控除が少ないという特徴があり、企業や企業立地の国際競争力を弱めている。法人課税負担を軽減することにより、雇用の確保や生産の拡大が期待でき、また、消費の増加や投資の拡大によって高い名目経済成長率を実現すれば、税収増加効果から財政再建にも貢献する。

(2) 対策： 企業や企業立地競争力の強化のために、地方法人二税の撤廃を提言する。先ず法人事業税を廃止し、財源には地域間偏在も少なく景気変動にも安定的な地方消費税を充てる。これは地方にもより相応しい財源である。『平成23年度税制改正大綱』に掲げられた実効税率5%減税の実行と、法人事業税廃止により実効税率を欧州並みの約30%に引き下げ、次のステップとして法人住民税を廃止し、アジア諸国並みの25%前後を目指すべきである。また、環境関連の設備投資・研究開発減税を実施し、企業力を強化すべきである。

2. 個人所得課税改革(配偶者控除等の撤廃) ～潜在成長率向上のために～

(1) 現状と課題： 少子高齢化の中で、女性や高齢者の労働参加が求められている。しかし現状では、パートタイムで働く女性がより多く働き収入を増やそうとしても、所得や収入が一定額を超えると、それまで負担のなかった税や社会保険料が発生する、いわゆる「103万円の壁」や「130万円の壁」がある。所得税と社会保険料の一体改革によって、女性の就労を促進し、経済成長と社会保障制度の安定化を目指すべきである。

(2) 対策：働く意思のある女性に自由に就労してもらうため、阻害要因となっている配偶者控除や配偶者特別控除の廃止を提言する。その際、高齢や障害などで働けない人への配慮は十分にしなければならない。なお、廃止することで増税になる分については、基礎控除を拡充することで税収中立にすべきである。また、より大きな阻害要因である「130万円の壁」について、例えば国民年金の3号被保険者の保険料を、個人負担とすることで壁をなくし、同時に一人当たりの保険料を減額すべきである。さらに、本来、現物給付をすべき保育・教育について、暫定措置として一定額の保育・教育の税額控除を導入すべきである。

### 3. 環境関連税制改革(設備投資・研究開発への政策減税) ～成長戦略としての地球温暖化対策を～

(1) 現状と課題：地球規模で温暖化問題に取り組みなければならないが、産業部門に比べ取り組みが遅れている家庭部門の対策が必要である。環境は成長戦略の重要な分野であり、地球温暖化対策は経済成長と両立するような制度設計が求められる。創エネなど「グリーン・イノベーション」戦略分野において、環境技術先進国、日本・関西がイニシアティブをとらなければならない。

(2) 対策：既存のエネルギー税制は、統一理念がなくバラバラな税率を課しており、これを抜本的に見直すことを提言する。これによって、環境分野での設備投資や研究開発に対する政策減税の財源とする。また、家庭部門の意識を喚起してその行動を環境重視型に誘導するため、中長期的には炭素含有量を考慮した税制の方向をめざすべきである。

### 4. 消費税改革(消費税の5%増税) ～持続可能な社会保障と財政再建のために～

(1) 現状と課題：今回の大震災によりさらに悪化することが懸念される財政の再建には、徹底した歳出改革とともに社会保障改革が重要である。税方式か保険方式かの検討、給付と負担の見直しなど抜本的な改革が急がれる。社会保障の安定財源として消費税の増税が検討されるが、国家公務員制度改革など抜本的な歳出改革や徹底した成長戦略の実行とともに、国民納得の上で行わなければならない。

(2) 対策：社会保障制度改革や歳出改革、成長戦略の実行などを前提として、社会保障の安定財源を確保するため、消費税の5%増税(改正後の税率は10%)を提言する。増税幅5%の数字は、本委員会が昨年11月に実施したアンケート結果を反映させたものである。今後、「東日本大震災」からの復興のために、時限立法による「災害復興支援税(仮称)」などを検討し、早急に実施すべきであるが、その間、超党派で社会保障と税の一体改革の合意を図り、安定財源としての消費税増税を実現すべきである。なお、公正さ確保のためインボイス方式への変更や、消費税の逆進性を是正するため給付付き税額控除の導入を行うべきである。

### 5. 執行面での留意点 ～公平・公正な給付と負担のために～

公平・公正な税の執行と抜本的な社会保障改革を進めるためには、正確な所得把握や効率的な徴税システムが必要である。これら課題の解決のために、①社会保障と税の共通番号制度の着実な導入、②国税庁と日本年金機構の徴収機能を統合させた歳入庁の早急な設立、等を提言する。

### III. おわりに

「東日本大地震」からの復興は焦眉の急であるが、併せて、グローバル競争や少子高齢化の進行などわが国を取り巻く課題の解決のために、抜本的な税制改革に一刻も早く取り掛かるべきである。

以上

# 1. はじめに

## 1. わが国経済社会の現状と課題

(1) 3月11日に発生した「東日本大震災」とそれに伴う「福島原子力発電所」事故は、わが国経済社会を戦後最大の危機に陥れている。政府は今、被災地の救援と原発事故の鎮圧に全力を挙げるとともに、早急な復旧と復興に向けて、「補正予算」と「大震災時の税制特例措置」を、超党派で成立させなければならない。そのために、今の予算を大胆に見直し、さらなる財政悪化を最小限にとどめることが重要である。また、中長期的には、わが国経済の成長軌道への回復と、大震災復興のために更に悪化が予想される財政の再建が成されなければならない。

(2) わが国経済社会は、1990年代初頭以降、対外的にはグローバル競争、国内的には少子高齢化の進行、また世界的規模で取り組まねばならない地球温暖化対策と多くの課題を抱えてきた。この間「失われた20年」と言われるデフレと低成長の時代が続き、時々の政府は景気対策のため、また、急速に進行する高齢化による社会保障費の膨張に対応するため、毎年多額の国債発行を続けてきた。今、わが国の財政健全化に向けた動向が、世界から注視されている。

しかしながら、このような経済社会の変化に対して、わが国の制度や仕組みは対応できておらず、様々な改革が必要である。

(3) 経済政策委員会では、これまで、経済を成長軌道に乗せるため分野を選択し投資を集中する「新成長戦略」、国家財政を建て直すため目標を定めた「財政運営戦略」の確実な実行を訴えてきた。「東日本大震災」により、今後これらの戦略の内容及び工程表について一部修正が行われることと予想されるが、大震災前に指摘されていたわが国の課題にはなんら変化がなく、むしろ大震災によって厳しさを増していると言える。このような問題意識の下、われわれは成長や財政運営の戦略を後押しするべき税制改革について提言したい。

## 2. 税制の果たすべき役割と税制改革の方向

(1) 税制もわが国経済社会が抱える課題解決のために、相応の役割を果たさなければならない。経済の復興、成長のため、グローバル競争を勝ち抜くため、社会保障の安定的な財源を確保するため、財政を再建するため、等々税制が担う役割は大きい。

(2) 今提言では、経済成長や企業の競争力強化に資する法人税制改革、所得税制改革、環境関連税制改革、社会保障との一体改革により財政再建に資する消費税制改革と、わが

国が、中長期的に取り組まなければならない「経済成長」と「財政再建」に大きく関与する税制の改革について取り上げた。

1) 法人課税については、大震災からの復興、熾烈なグローバル競争克服とともに、日本の都市力向上のために、法人関係の税負担を軽減する。

2) 個人所得課税については、これからの労働力人口減少に対応するため、女性が働きながら子育てが出来る環境や設備を国や自治体、企業が構築することと合わせて、税制においても女性の自由な労働を阻害する要因のひとつと指摘されている配偶者控除を廃止する。

3) 環境関連税制については、地球環境を保護する責任を果たすとともに、大震災を契機に世界的に見直し機運が高まると予想される創エネをはじめとした「グリーン・イノベーション」を強力に推し進めるために、環境関連の設備投資や研究開発に対して税制上の優遇措置を講ずる。また、家庭部門においてエネルギーのムダ使い防止など地球温暖化に対する意識を喚起し、消費者の行動を環境重視型に誘導するとともに、上記の減税財源を捻出するため、時代にそぐわなくなった既存エネルギー税制を抜本的に見直し、中長期的には、炭素含有量を考慮した税制の方向を目指す。

4) 消費税については、給付と負担を徹底的に見直すなど、社会保障制度を再設計することを前提に、社会保障の安定した財源として、消費税の税率を引き上げ、歳入の改革を図る。持続可能な社会保障制度を確立することにより、財政再建の一里塚とする。

(3) また、税制改革と併せて、執行面での不公平や不公正をなくすような改善を行うべきであり、具体策を提言する。

【参考資料1、2】

## II. 税制改革への提言

### 1. 法人課税改革

#### (1) 現状と課題

##### 1) 大震災からの復興と企業力の強化

今回の大震災は、被災地のみならず全国の産業、企業に深刻な影響を及ぼしている。今後、わが国が大震災から着実に復興し、将来にわたり経済の成長を遂げるためには、担い手である企業がその力を強化し、十分に発揮しなければならない。経済成長を成し遂げ、雇用や付加価値を生み出す担い手は企業である。今、復旧を急ぐとともに、中長期的に成長を実現する企業力の強化策となる法人課税改革を実行すべきである。

##### 2) 厳しいグローバル競争と大震災による国内雇用の縮小

厳しいグローバル競争の中では、企業は生産や販売拠点、本社機能等をよりシビアに検討せざるを得ず、海外との対等な競争条件を必要としている。さらに、今回の福島原発放射線拡散懸念や電力不足予測が、外資系企業の流出を促し、進出を躊躇わせている。そこで、今まで企業の国際競争力や企業立地としての都市の競争力を損ない、結果として、国内雇用や家計所得が失われる空洞化現象発生の一因となった、諸外国に比べて重いわが国の法人課税負担の改革が重要となっている。

##### 3) 重い法人課税負担

わが国の法人課税負担は、他国と比べるとまず地方税（地方法人二税：法人事業税、法人住民税）負担が重いという点と、研究開発費・設備投資の税額控除が少ないという点が、特徴として指摘できる。地方法人二税については、受益と負担の関係が明確でないとともに景気に左右され税収が不安定であり、税収の地方間格差が大きいという問題が従来から指摘されている。さらに法人の地方税負担は、諸外国では撤廃されてきている税であり、外国企業のわが国への進出を阻害し、わが国企業が海外進出をせざるを得ない税制となっている。地方税の性格は、各々が公的なサービスを受ける便益に応じて課税する応益性・分任制と安定性であり、その意味から法人二税は地方税にそぐわない税制である。

また、わが国の設備投資や研究開発に対する税額控除は規模が小さいが、これらは経済成長に非常に重要な役割を果たすため、さらなる政策的な減税を行うべきである。

【参考資料 3、4、5、6】

##### 4) 法人課税負担軽減と経済成長・雇用の確保

法人課税負担を軽減することによって、わが国の企業の国際競争力や企業立地競争力が



強化され、雇用の確保や生産の拡大、ひいては賃金の増加と家計所得の増加が期待できる。その結果、投資の拡大や消費の増加によって高い名目経済成長率を実現すれば、税収の増加が期待でき、財政再建にも貢献する。このように、日本経済全体のパイを大きくすると  
の観点から、法人課税負担を軽減すべきである。

## (2) 対策

### 1) 地方法人二税の撤廃

グローバル競争が激化する中で、企業の負担を軽減して、国際的な企業競争力を強化し、また企業立地競争力を確保するために、地方法人二税（地方法人特別譲与税を含む。平成22年度地方財政計画ベースで約5.0兆円）の撤廃を提言する。

地方法人二税の廃止に当たっては、補填すべき減収額を考慮して段階的に行うこととし、まず法人事業税を廃止し、後述のように地方消費税を拡充していくことで財源を確保すべきである。法人事業税は目的税ではないものの、現状は生活保護や児童福祉、国民健康保険等、地方の社会福祉関係の重要な財源にもなっているので、地方消費税をこれに当てるのは適切である。また、地方消費税は地域間の偏在も少なく、景気変動にも安定的な財源であることから、地方にとってもより相応しい財源と言える。

さらに、次のステップとして地方法人住民税を廃止し、地方法人二税の撤廃を実現すべきである。

【参考資料7、8】

### 2) 財務省型実効税率を国際水準にし、国際競争力強化

以上のように、地方法人事業税の撤廃を行い、これに『平成23年度税制改正大綱』で掲げられた「財務省型実効税率5%減税」の実行を合わせることによって、現在の財務省型実効税率を欧州並みの水準に近づけ(40.69%⇒30.78%)、グローバル競争力強化の第1歩とする。更に、次のステップとして地方法人住民税を廃止し、身近の競合相手となるアジア諸国並みの法人税率25.5%の実現に繋げる。

【参考資料9、10】

### 3) 環境関連の設備投資減税、研究開発減税の拡充

わが国の設備投資、研究開発に対する税額控除の少なさについては指摘したとおりであるが、特に今後わが国経済をけん引する原動力となり得る環境関連設備投資、研究開発投資について、企業負担の軽減に加えて企業競争力を強化するため、それらの税額控除を強化すべきである。財源には、後述のように既存エネルギー税を抜本的に見直して充当すべきである。

## 2. 個人所得課税改革

### (1) 現状と課題

#### 1) 女性の社会進出

少子高齢化の中で、中長期的に女性や高齢者の労働参加が求められており、現に女性の社会進出が増えている。しかし、女性の年齢別労働力率をグラフで見ると、若干緩やかに上がったとはいえ、30歳から39歳に労働力率が落ちるM字型カーブを描いている。このような年齢層は家事・育児に時間がとられ就労をあきらめるためと考えられる。また、育児から開放されて職に就く女性の労働形態をみると、非正規職員、非正規従業員の割合が6割を超えている。これらの年齢層の潜在的労働力を活かし、かつ従来と同じ労働形態で働く事が可能となるように、国・地方自治体は結婚や出産をしても働き続けることが出来る法の整備、保育所などの設備を増やさなければならないし、企業は働きやすい就業規則、環境などの整備をすることが求められる。【参考資料 11、12】

#### 2) 「103万円の壁」「130万円の壁」

一方で、子育て終了後の多数の女性がパートタイム労働形態で働いているが、女性の能力や労働力を十分に発揮させるためには、配偶者控除と関連した「103万円の壁」や、社会保険料負担が発生する「130万円の壁」といった問題が指摘される。いわゆる「103万円の壁」については、段階的に配偶者特別控除が減額されているので、税制上は大きな壁とはなっていないが、控除の対象者を前提に企業の手当て等の優遇措置が定められている場合もあり、依然として配偶者控除が女性の就労の妨げとなっているケースがある。また、いわゆる「130万円の壁」については、収入が130万円を超えると、それまでは負担の無かった社会保険料が発生し、手取り収入が減るという障壁である。

#### 3) 所得税と社会保険料の一体改革

このような制度上の問題点を解決し、所得税（各種控除制度）と社会保険料の一体改革によって女性の就労が進めば、労働人口の減少を部分的に食い止めることが出来、経済成長につながるだけでなく、被保険者数の増加によって社会保障制度も安定化していくことが期待される。

### (2) 対策

#### 1) 配偶者控除・配偶者特別控除の撤廃と基礎控除の拡充

働く意欲がありながら、いわゆる「103万円の壁」により、一定以上の労働を断念している女性に、自らの意思で自由に就労が可能となる環境を整備し、ひいては今後の労働人口減少の対策とするために、その原因となっている配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止することを提言する。但し、廃止に当たっては学生や高齢、障害などで働けない配偶者を扶養する人に対しては、成年扶養控除を適用する等、十分な配慮をするべきである。

一方で、配偶者控除・配偶者特別控除の廃止は、経済全体では増税となるので、基礎控除を拡充し所得税収が中立になるようにするべきである。基礎控除の拡充は、夫婦共働き世帯には減税になるため、就労へのインセンティブにもなりうるし、専業主婦世帯にとっても夫の基礎控除拡大は負担減となるため、配偶者控除の廃止による負担増を一部緩和することができる。 【参考資料 13】

## 2) 社会保険料は個人が納付する制度に改正（「130万円の壁」の撤廃）

「130万円の壁」として労働供給の障害になっている、年金、医療、介護の社会保険料制度について、保険料負担のない被扶養配偶者も社会保険料を納付する制度に改めることで、労働供給に与える歪みを取り除くことを提言する。

具体的には、年金については国民年金3号被保険者（2号被保険者の被扶養配偶者）を廃止し、1号被保険者（あるいは2号被保険者）として所定の年金保険料を納付するようすべきである。また、医療・介護についても、国民年金3号被保険者は、個人で健康保険、介護保険に加入する制度へ改革すべきである。

なお、いずれの場合も保険料を負担する人数が増加するため、一人当たりの負担額は減少させるべきである。 【参考資料 14】

## 3) 保育・教育税額控除の暫定的創設

働きながら子育てをする女性などのように、より保育・教育に費用がかかる人の負担を軽減するため、一律に現金を給付する子ども手当は廃止し、保育所や幼稚園、学童保育サービスなど施設やサービスの現物給付をすべきである。しかし、現状では現物を提供する側の体制が整うまでに時間がかかるので、その体制が確立するまで経過的に保育費・教育費の一定割合を控除する保育税額控除・教育税額控除を導入することを提言する。

その際に、控除する額が所得税額を上回る場合は、消費税制改革で後述するように還付する制度（給付付き税額控除）を導入すべきである。

### 3. 環境関連税制改革

#### (1) 現状と課題

##### 1) 地球温暖化への取り組み

現代に生きる我々は、未来の人間に対する責任として、地球温暖化問題に真剣に取り組む、将来世代に住み良い環境を残さなければならない。そのため、環境関連税制の導入が議論されている。CO<sub>2</sub>排出量削減について、産業部門は自主行動計画等に則り削減努力を続け成果を上げてきているが、自家用車も含めた家庭部門の間接排出量は約20%を占めており、これら家庭部門の具体的な対策が必要である。

政府は、エネルギー基本計画（2010年6月18日閣議決定）においては、CO<sub>2</sub>排出量を2030年に1990年比30%減を見込んでおり、まず『平成23年度税制改正大綱』によって石炭石油税にCO<sub>2</sub>排出量に応じて上乗せをする増税案が決定された。そこでは、最終的に2400億円程度の増税を目指している。しかし、この増税は環境対策のための財源確保が優先されており、税収の明確な使途や規模の妥当性など、不明な点が多く残っている。

##### 2) 地球温暖化対策と経済成長

地球温暖化対策が日本の経済成長を阻害することはあってはならず、地球温暖化対策には経済成長と両立する制度設計が求められている。そこでは、環境への取り組み（負担）を新たなビジネスにつなげていく発想と、住み良い環境を将来世代に継承する覚悟が必要である。具体的には、先進的な環境関連技術を持つわが国・関西が、他国・地域に先んじて技術・ノウハウをビジネスにつなげて、今後大きな成長が期待される環境分野でのイニシアティブを確保しなければならない。今回の大震災にともなう一連の原発事故により、世界各国のエネルギー政策は再検討を余儀なくされた。わが国においても、省エネに加え、創エネに対する研究、開発投資を集中的に行わなければならない。現在の環境関連技術の更なる開発・向上を促進するため、環境関連の設備投資や研究開発に対して、税制上の優遇措置を講ずるべきである。

#### (2) 対策

##### 1) 環境関連の設備投資減税、研究開発減税の拡充

わが国の環境関連設備、技術は、今後わが国経済をけん引する原動力の一つであるので、現在の民間主導の研究開発による企業負担の軽減に加えて企業競争力を強化するため、環境関連の設備投資と研究開発に対する一層の政策減税を行うことを提言する。財源には、

既存エネルギー税の抜本的な見直しから充当するべきである。

## 2) 既存エネルギー税制の抜本的見直し

一方、CO<sub>2</sub>排出量が年々増加の一途をたどっている家庭部門に対し地球温暖化問題の意識を喚起し、その行動を環境重視型に誘導することが喫緊の課題である。そのためには、東日本における現在の節電の取組みを地球温暖化対策に効果的に繋げるとともに、産業構造と人々のライフスタイルが制定当時と大きく変化した今、特定財源として位置づけられ、統一された理念が無く、ばらばらな税率が課せられている揮発油税、軽油引取税、石油石炭税、航空機燃料税などの既存エネルギー税制を、抜本的に見直さなければならない。中長期的には、炭素含有量を考慮した税制の方向を目指すべきであり、その場合、エネルギー税制の中での税収を中立に設計すべきである。

【参考資料 15、16】

## 4. 消費税改革

### (1) 現状と課題

#### 1) 社会保障と財政再建を巡る諸問題

わが国の財政は危機的状況にあり、今回の大震災でさらに悪化することが予想され、財政建て直しは急務である。財政再建のためには、一般歳出の半分を超え、高齢化の進捗とともにますます膨張する社会保障を、給付と負担のあり方や税方式か保険方式かなど、根本的に制度設計し直さなければならない。少子高齢化が急速に進行するわが国では、現役世代が受給者の費用を負担する、いわゆる賦課方式の現在の社会保障制度に対し、世代間の不公平感がますます広がり、特に若年層の社会保障に対する不信感は大きくなっている。また膨張する一方の社会保障費を抑制するためには、加重になっている給付の見直し、能力に見合った負担の検討とともに、医療、介護におけるIT化など、徹底したムダの排除、歳出削減を行うことが必要である。危険水域にある財政を建て直すためには、短期的にはバラマキ予算を復興予算に組替えるなどの予算の組替えとともに、抜本的な社会保障の改革、更に、国会議員定数削減や公務員給与2割削減、事業仕分けの継続と仕分け対象予算の追跡公表など、徹底した歳出の改革を続けなければならない。

#### 2) 消費税増税の前提

前項で述べたような歳出改革をした上で、持続可能な社会保障制度を確立するための安定財源として、ひいては財政を健全化するための財源として、消費税の増税が不可避であ

る。しかしながら、消費税の増税にあたっては、安易に増税が先行してはならず、最後の切札であるという認識の下で、一層の歳出削減の努力と経済成長による歳入増努力とともに、国民納得の上で行わなければならない。

### 3) 経済成長戦略の確実な実行

大震災の後、わが国経済は一時的に落ち込むが、その後は復興需要等で回復していくことが予想される。そこで先ず、将来を見据えた復興計画のもとに、大胆な復興施策を講じることが急がれる。あわせて、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」の基本的な戦略は今も生きており、大震災の影響でその内容や工程表に一部修正はあるかもしれないが、これを確実に実行することが重要である。より高い名目経済成長率の実現が、より確実な財政再建につながるものであり、逆に低い名目経済成長率では、財政再建に必要な増税額は膨大なものとなる。内閣府が示している名目成長率1%の慎重シナリオでは、消費税を増税した場合に成長率が低下してマイナスになる恐れもあり、増税が事実上できないということが考えられる。したがって、あらゆる施策を駆使して大震災による困難を克服するとともに名目3%成長を達成すべく努めなければならない。

## (2) 対策

### 1) 消費税5%増税(改正後の税率は10%)を早急に実施すべき

持続可能な社会保障制度を確立し、財政を再建するためには、抜本的な社会保障制度改革、徹底的な歳出改革とともにあらゆる成長戦略を断行する総合政策が不可欠である。

このような総合的な対策をとることを前提に、関西経済同友会経済政策委員会は、社会保障の安定財源を確保するため、消費税を早急に5%増税(改正後の税率は10%)することを提言する。尚、このうち1%ポイントの地方消費税は、地方法人事業税の減収分に充てられる。

本委員会は昨年11月に関西経済同友会会員対象の「税制改革に関するアンケート」を実施したが、その結果は、消費税率を引き上げる場合は当面5%を引き上げるという回答が全体の56%であった。これは、増税はやむをえないものの、歳出面での更なる削減やムダの一層の排除が必要であり、また経済への悪影響を最小限にするため、当面は5%の引き上げが適当というものであり、これを踏まえて今回の提言を行うこととした。

### 2) 増税後の財政の姿と方向性

増税の時期について、「東日本大震災」により、まずは震災復旧・復興優先ということで

状況は流動的になったかもしれないが、他方で持続可能な社会保障制度の再構築と財政再建も待たない状況にあり、大震災後は海外やマーケットの動きにもより注意する必要がある。したがって、われわれは、政府・与党が本年6月に社会保障と税の一体改革の骨格をまとめるという従来の予定がやや後ろにずれることがあることも念頭に置きつつ、増税の早急な実施時期として、2013年度を想定した。その時点での財政の姿を、政府の中期財政見通しによりイメージすると次のとおりである。

2013年度に消費税を5%（国税4%、地方税1%）増税した場合、消費税額は25.4兆円（国税20.3兆円、地方税5.1兆円）となり、2013年度の基礎的財政収支（以下「プライマリバランス（PB）」）対名目GDP比は1.5%～2.0%改善して、▲2.0%～▲2.5%となる。これは2010年度のPB▲6.4%の半分以下となり、2010年6月閣議決定された「財政運営戦略」第1段階の目標を達成する。また、国税の4%分は社会保障関係の経費に充当されるので、この経費に占める消費税額のウエイトが高まり、財源の安定化が進む。

そして、次のステップとして、一段の社会保障改革や歳出改革を進めた上で、更なる消費税増税の必要性を検討し、2020年度にPBの黒字化を実現する。

### 3) 災害復興支援と消費税

今後、「東日本大震災」からの復興のために、時限立法による『災害復興支援税（仮称）』などが検討されるべきである。具体策としては、例えば2年間、消費税に上乗せして徴収するような案も考えられる。このような『災害復興支援税（仮称）』を早急に実施し、その間、超党派で社会保障と税の一体改革の合意を図り、安定財源としての消費税増税を実施すべきと考える。

消費税は、持続可能な社会保障制度確立、破綻に瀕した財政の建て直しの鍵を握る重要な税制である。与野党はいたずらに政争の具とすることなく、国民のために将来を見据えて、早急に議論を始め、結論を得なければならない。

### 4) 公正さと逆進性是正の確保

#### ①消費税の徴税を帳簿方式からインボイス方式へ

わが国の消費税は、インボイスの提出が義務付けられていない帳簿方式であり、この悪用による脱税を許す仕組みとなっている。インボイスの提出を義務付けるインボイス方式へと改めるべきである。

#### ②給付付き税額控除の導入

消費税について、その逆進性が課題とされるが、食料品等への軽減税率は、低所得層の

不公平感が払拭されない上に、制度が複雑になるため適当ではない。逆進性対策としては、給付付き税額控除制度を導入すべきであり、例えばカナダ型 GST クレジットを参考に制度の考え方を示すと次のとおりである。

即ち、食料品等の基礎的消費相当額の消費税分（所定の計算式で一律に計算する）については所得税額から税額控除し、税額控除額が所得税額を上回る場合は還付することになる。併せて、前述の保育費・教育費の一定割合についても控除額に含める。その際、対象者の社会保険料の納付と一体的に考えることも必要であり、還付する分を社会保険料に充当し対象者の負担を軽減するという制度設計も検討に値する。

但し、わが国において、給付付き税額控除を実施する場合は、消費税率 10% 以降の導入とすべきである。 【参考資料 17】

## 5. 執行面での留意点

### (1) 現状と課題

#### 1) 正確な所得把握

所得税については、いわゆるクロヨン・トーゴーサンといった給与所得者と自営業者等との所得の捕捉程度の違いによる徴税の不公平感が問題となっている。また、虚偽の申告による消費税の脱税や、国際的な租税回避行動による法人税の脱税なども問題となっており、これを放置すれば国民の納税に対する意識を低下させかねない。

#### 2) 徴税システムの効率化

一方で、所得のより正確な把握にはコストが発生することも事実である。より正確な所得の把握と同時に、より効率的な徴税システムの構築が求められている。

### (2) 対策

#### 1) 社会保障と税の共通番号制度の導入

個人情報保護や管理方式、制度導入費用や期間など解決すべき課題は多いが、公平・公正でムダのない税と社会保障制度を再設計するために、共通番号制度の導入を急ぐべきである。

共通番号制度導入により、①役所窓口一本化による手続きの簡素化やムダの排除、②納めた税や保険料と給付の対比確認、③給付や還付のための申告忘れ予防や手続き簡略化など国民のメリットは大きい。



また、国税電子申告・納税システムをさらに普及させることにより、共通番号制度の導入効果と相まって、個人の確定申告が簡便にできるメリットが享受できる。

さらに、確定申告は税や保険料を「見える化」し、納税者意識を高める効果も期待できる。

【参考資料 18】

## 2) 歳入庁の設立

税と社会保険料を一体で扱うことは、国民にとってワンストップ化で利便性が高まり、国はより効率的な徴収を行うことができ、保険料の未納なども防ぐことができる。そのため、早急に国税庁と日本年金機構徴収部門を統合し、歳入庁を設立すべきである。

## 3) 国際的な納税監視機構の設立

グローバル化の中で、適正な納税を国際的に監視するため、各国徴税機関の連携による納税監視機構を設立すべきである。

# III. おわりに

現在、わが国にとって最大の課題は、短期的には「東日本大震災」からの復旧と復興であり、中長期的には急速に進行する少子高齢化と新興国台頭などによるグローバル競争の激化への対応である。この様な内外の危機や構造変化に晒されているわが国は、必然的に従来型の産業構造、社会構造を背景とした制度や規制を改革しなければならない。目の前の危機が、将来起こりうる、今見えない危機の警鐘を鳴らす。これらの危機克服のための施策や改革は、経済成長と一体をなすものである。経済成長は、雇用創出⇒内需拡大⇒税収増⇒債務縮小というように好循環を生み出し、財政再建の道を拓く。

財政再建は、待ったなしである。そのためには、歳出と歳入の大きなウエイトを占める社会保障と税の一体改革を急がなければならない。高齢化とともに膨張する一方の社会保障は、給付水準の見直しなど、制度を再設計するとともに安定財源の確保を急ぐなど、超党派で取り組まなければならない。社会保障と税の一体改革による財政再建はまた、中長期的にわが国の経済成長に資する政策であり、将来予想される危機の今やらねばならない克服策である。

関西経済同友会経済政策委員会は、いままで「デフレ克服」「財政再建」「成長戦略」「規制改革」「ムダの排除・歳出改革」など、予算編成や政策作成時に、様々な提言を行ってきた。

今回、世界でも有数のスピードで進む高齢化やグローバル競争に直面するわが国が、選択すべき税制改革について提言をまとめた。

政府は、「東日本大震災」からの復旧と復興を急がなければならないが、併せて将来わが国が目指すべき姿を示さなければならない。わが国が進むべき道を明示した上で、われわれの提言を踏まえて、強い覚悟とスピードをもって有効な政策を実行してもらいたい。

以上

## 平成22年度 経済政策委員会 活動状況

(役職は実施当時のもの)

平成22年

- 6月15日 正副委員長会議  
「本年度の活動方針（案）について」
- 6月29日 講演会・正副委員長会議  
「法人課税改革の方向性」  
ゲスト：関西学院大学経済学部教授 上村 敏之 氏
- 7月 6日 講演会・正副委員長会議  
「現政権の経済政策をどう評価するか」  
ゲスト：(株)日本総合研究所副理事長 高橋 進 氏
- 7月23日 講演会・正副委員長会議  
「社会保障改革の方向性」  
ゲスト：嘉悦大学副学長 跡田 直澄 氏
- 8月28日 ヒアリング（於：財務省）  
（主税局佐川審議官、藤井税制第1課長、新川税制第2課長、  
安居税制第3課長、梅村総務課課長補佐）
- 10月27日 正副委員長会議  
「税制改革についてのアンケートと  
2011年度予算編成に関する提言について」

11月5日 「税制改革に関するアンケート」  
～15日

11月11日 正副委員長会議  
「2011年度予算編成に関する緊急提言案について」

11月25日 提言案「平成23年度予算編成に望む－経済を成長させ不安の克服を－」を  
常任幹事会・幹事会で審議

11月30日 提言「平成23年度予算編成に望む－経済を成長させ不安の克服を－」を  
記者発表

12月 8日 正副委員長会議  
「税制改革についての勉強会」

12月16日 「税制改革に関するアンケート結果」を幹事会で報告

12月20日 「税制改革に関するアンケート結果」を記者発表

平成23年

1月26日 正副委員長会議  
「提言作成に向けて」

2月17日 正副委員長会議  
「提言案について」

3月15日 講演会・正副委員長会議  
「税・社会保障一体改革を考える」  
ゲスト：中央大学法科大学院教授 森信 茂樹 氏

3月23日 正副委員長会議  
「提言案について」

3月29日 提言案「抜本的な税制改革への提言  
～復興と経済成長、社会保障改革と財政再建のために～」を  
常任幹事会・幹事会で審議

4月19日 正副委員長会議  
「東日本大震災からの復興に向けたアピールについて」

4月25日 「抜本的な税制改革への提言  
～復興と経済成長、社会保障改革と財政再建のために～」  
「大震災からの復旧・復興に向けたアピール」を  
記者発表

平成 22 年度 経済政策委員会正副委員長およびスタッフ名簿

(2011 年 3 月 28 日現在、敬称略)

委員長	筑紫 勝彦	サントリーホールディングス(株)	顧問
副委員長	井澤 武尚	井澤金属(株)	取締役社長
(氏名順)	伊藤 伸	(株)三菱東京UFJ銀行	企画部部长
"	伊東 則昭	西日本電信電話(株)	取締役副社長
"	上島 健二	(株)iTest	取締役社長
"	植田 伸吾	(株)りそな銀行	執行役員
"	上村 多恵子	京南倉庫(株)	代表取締役
"	岡村 眞彦	三井物産(株)	常務執行役員関西支社長
"	柿本 寿明	(株)日本総合研究所	シニアフェロー
"	蔭山 秀一	(株)三井住友銀行	常務執行役員
"	隈崎 守臣	(株)コングレ	取締役社長
"	小泉 定裕	(株)清文社	取締役社長
"	田中 英俊	学校法人 大阪夕陽丘学園	理事長・学園長
"	田邊 忠夫	(株)ケイ・オブティコム	取締役会長
"	手代木 功	塩野義製薬(株)	取締役社長
"	豊田 峻	内藤証券(株)	取締役専務執行役員
"	永田 武全	京阪神不動産(株)	取締役会長
"	中務 裕之	日本公認会計士協会近畿会	相談役
"	濱田 康男	関西電力(株)	取締役副社長
"	林 博行	大阪府信用農業協同組合連合会	代表理事理事長
"	廣田 俊夫	野村證券(株)	常務 大阪駐在
"	樋渡 健治	新日本製鐵(株)	執行役員大阪支店長
"	細川 洋一	細川公認会計士事務所	所長
"	堀井 和彦	アムタス(株)	大阪事業所長
"	松木 謙吾	日本コンピューター・システム(株)	取締役社長
"	宮武 健次郎	大日本住友製薬(株)	取締役会長
"	山岡 喜紹	日本アイ・ビー・エム(株)	顧問
"	吉田 敏明	日本ベンチャーキャピタル(株)	取締役副会長
スタッフ	山下 洋介	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室専任部長
"	山野 裕治	サントリーホールディングス(株)	財経本部グループ財務部
"	須貝 祐輔	井澤金属(株)	総務部副部長
"	大田和 哲也	(株)三菱東京UFJ銀行	企画部経済調査室上席調査役
"	栗嶋 裕充	(株)三菱東京UFJ銀行	企画部上席調査役
"	美馬 萌子	(株)iTest	経営企画室
"	末澤 昭宏	(株)りそな銀行	大阪地域リージョナルオフィサー
"	増山 達夫	(株)りそな銀行	コーポレートガバナンス事務局マネージャー
"	岡田 泰紀	三井物産(株)	関西支社業務部長
"	森 和幸	(株)三井住友銀行	総務部部長
"	伊藤 誠治	(株)三井住友銀行	経営企画部金融調査室次長
"	二宗 香苗	(株)コングレ	管理本部本部長代理
"	富士尾 栄一郎	(株)清文社	取締役編集第一部長
"	浜田 誠一郎	(株)ケイ・オブティコム	総合経営本部経営戦略グループマネージャー
"	細貝 優二	塩野義製薬(株)	経理財務部長

スタッフ	中川 俊明	京阪神不動産(株)	企画部長
"	上阪 潤	関西電力(株)	企画室調査グループマネージャー
"	尾崎 清昭	大阪府信用農業協同組合連合会	総務部長
"	中島 嗣郎	野村證券(株)	大阪総務部秘書課次長
"	柴 和希	野村證券(株)	大阪総務部秘書課次長
"	十河 哲也	日本コンピューター・システム(株)	人事部部長
代表幹事スタッフ	福地 俊明	南海電気鉄道(株)	経営政策室部長
"	土居 和良	南海電気鉄道(株)	経営政策室部長
"	西村 昌	西日本電信電話(株)	総務部企画担当部長
"	笹倉 康伸	西日本電信電話(株)	総務部企画担当課長
"	池田 光政	西日本電信電話(株)	総務部企画担当主査
事務局	斉藤 行巨	(社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
"	真鍋 雅史	(社)関西経済同友会 (大阪大学大学院医学系研究科)	企画調査部 (医療経済・経営学講座 特任研究員)
"	松尾 康弘	(社)関西経済同友会	事務局次長兼企画調査部長
"	野畑 健	(社)関西経済同友会	企画調査部課長
"	谷 要恵	(社)関西経済同友会	企画調査部主任

# 参考資料

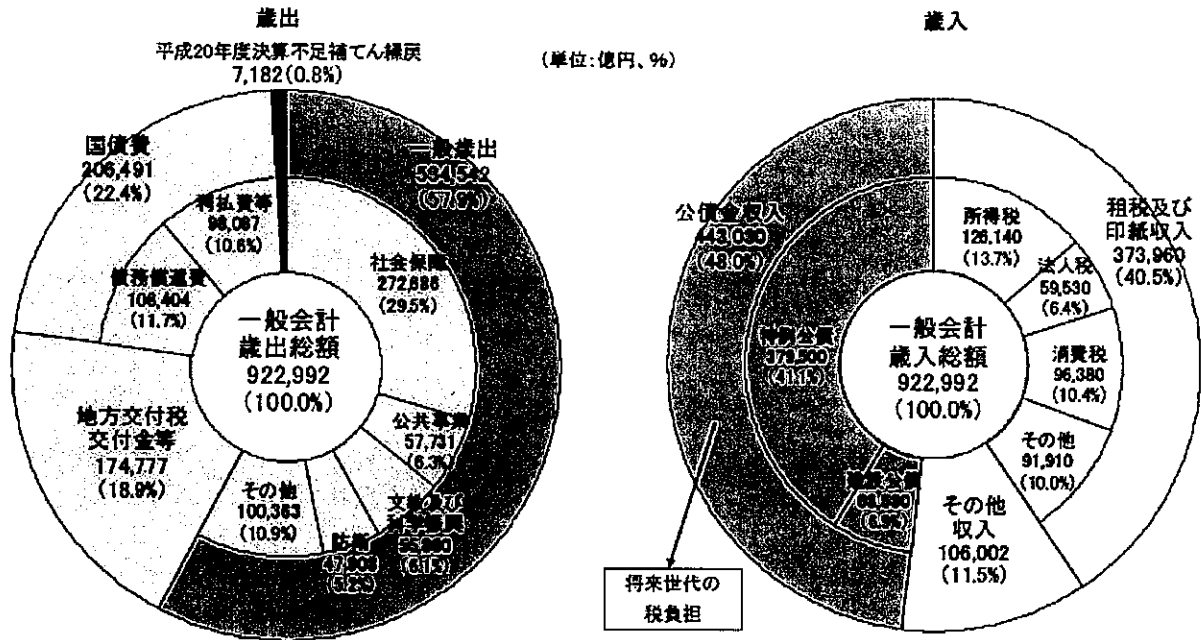
社団法人 関西経済同友会  
経済政策委員会

## 目次

参考資料 1	平成 22 年度一般会計予算の概況	(1 頁)
参考資料 2	国税・地方税の税収内訳	(2 頁)
参考資料 3	我が国の法人負担 (財務省型実効税率)	(3 頁)
参考資料 4	我が国の法人税負担 (実効負担率による比較)	(4 頁)
参考資料 5	地方税収の偏在度	(5 頁)
参考資料 6	人口一人当たり税収額の指数 (偏在度)	(6 頁)
参考資料 7	景気変動と地方消費税収・地方法人税収	(7 頁)
参考資料 8	地方法人二税	(8 頁)
参考資料 9	財務省型実効税率	(9 頁)
参考資料 10	実効負担率	(10 頁)
参考資料 11	女性の年齢階級別労働力率	(11 頁)
参考資料 12	年齢階級別にみた正規、非正規の職員・従業員の割合	(12 頁)
参考資料 13	配偶者控除・基礎控除の改革イメージ	(13 頁)
参考資料 14	社会保険料の改革イメージ	(14 頁)
参考資料 15	自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要	(15 頁)
参考資料 16	エネルギー課税の状況	(16 頁)
参考資料 17	カナダの GST クレジット (Goods and Services Tax Credit)	(17 頁)
参考資料 18	個人付番されている既存の番号制度について	(18 頁)

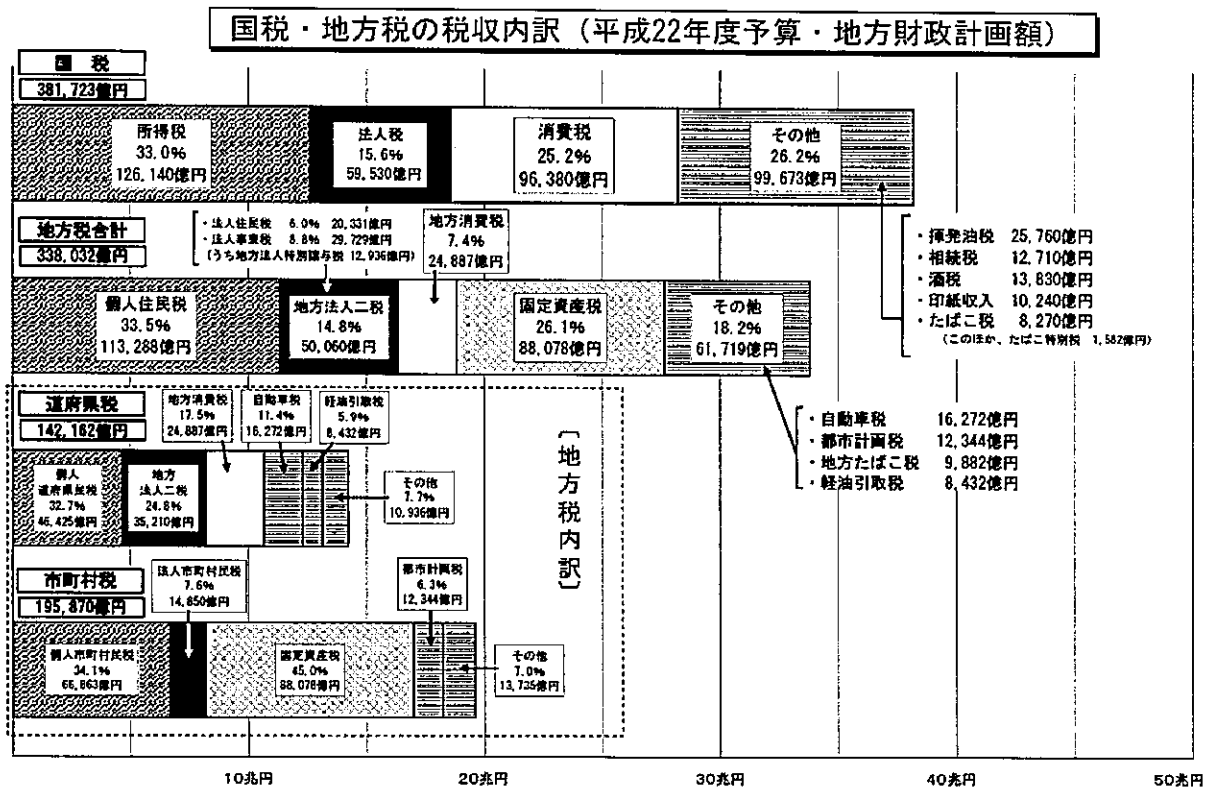


参考資料1 平成22年度一般会計予算の概況



出所) 財務省 web site

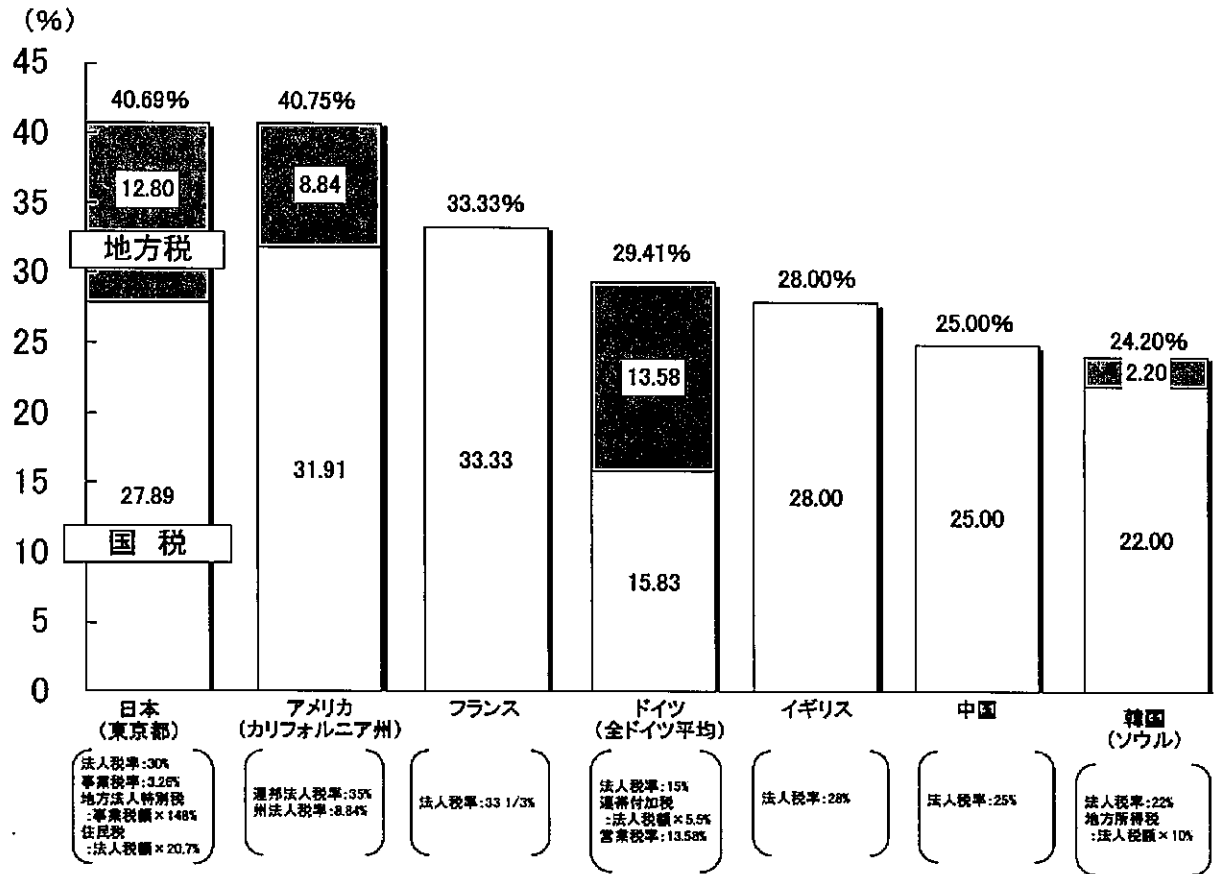
参考資料2 国税・地方税の税収内訳



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。  
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別課税税を加えた額である。

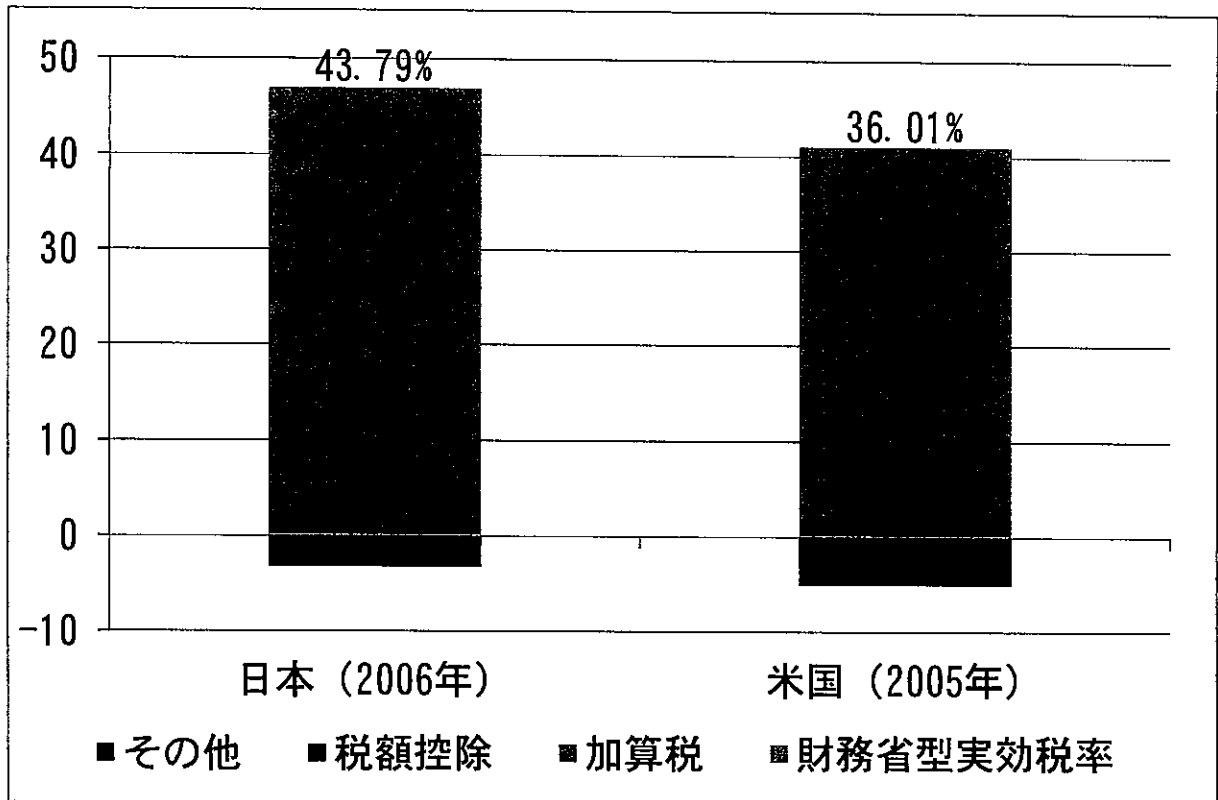
出所) 総務省 web site

参考資料3 我が国の法人負担（財務省型実効税率）



出所) 財務省 web site

参考資料4 我が国の法人税負担（実効負担率による比較）



出所) 関西社会経済研究所 (2008) 「法人実効税率の引き下げに関する分析」の結果をもとに作成。

参考資料5 地方税収の偏在度

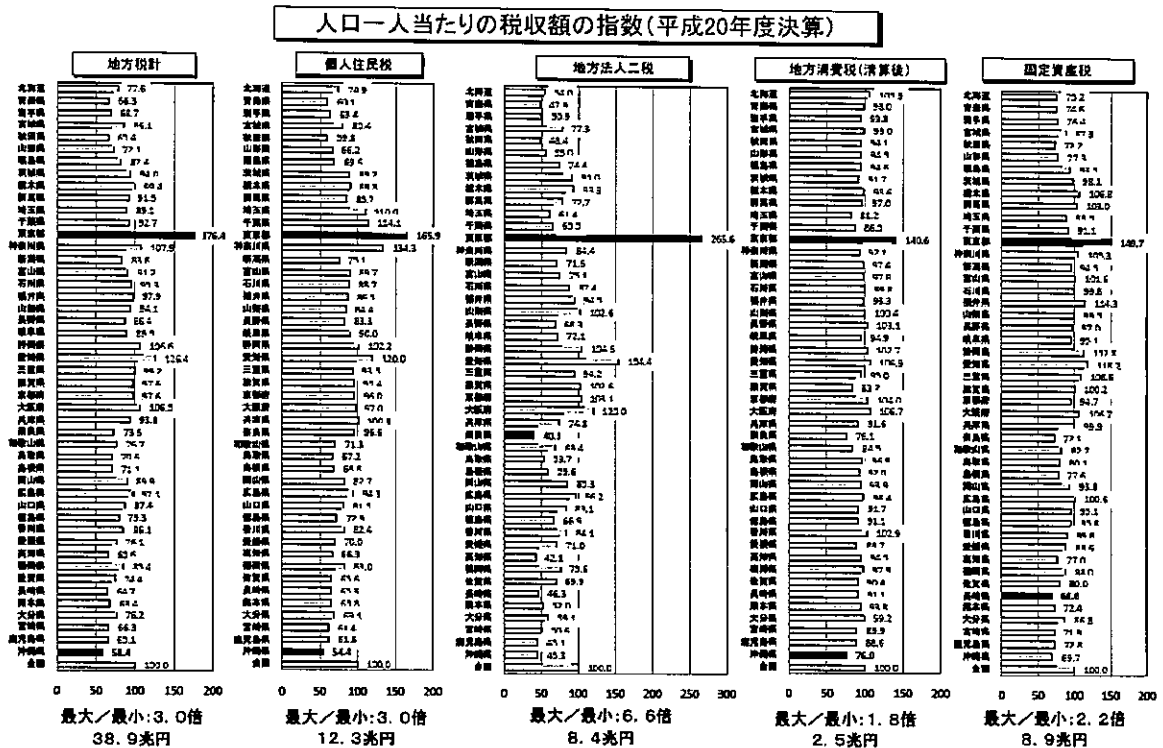
地方税収の偏在度(平成20年度決算)

地方法人二税	東京 26.2%	大阪 8.2%	愛知 8.9%	その他 56.8%
地方消費税	東京 13.9%	大阪 7.3%	愛知 6.1%	その他 72.7%
地方税計	東京 17.4%	大阪 7.3%	愛知 7.2%	その他 68.1%
(参考) 人口	東京 9.9%	大阪 6.8%	愛知 5.7%	その他 77.6%
県内総生産	東京 17.7%	大阪 7.5%	愛知 7.1%	その他 67.7%

- (注) 1. 値は、平成20年度決算額の全国計におけるシェアであり、地方消費税清算後ベースである。  
 2. 地方法人二税・地方消費税・地方税計は市区町村分を含み、超過課税及び法定外税を除いた値である。  
 3. 地方法人二税は法人住民税及び法人事業税の合計である。  
 4. 人口は住民基本台帳人口(平成21年3月31日時点)の全国計におけるシェアである。  
 5. 県内総生産は平成19年度の値である。

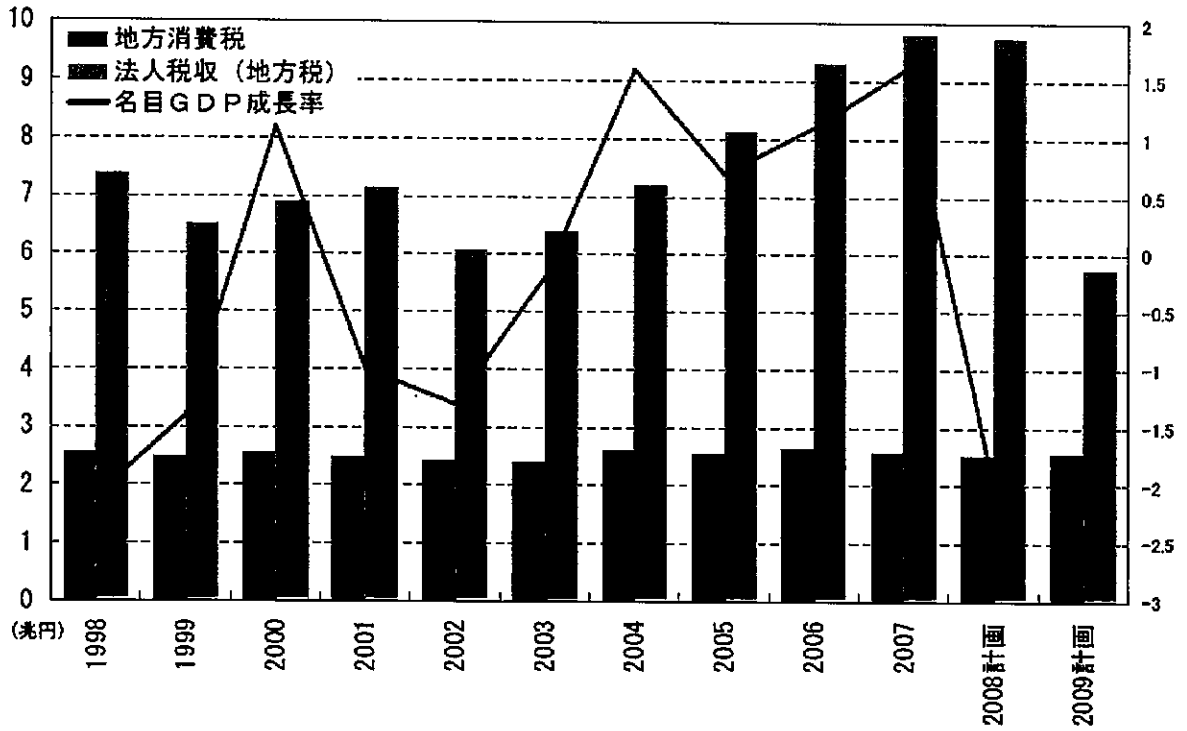
出所) 総務省自治税務局 web site

参考資料6 人口一人当たり税収額の指数(偏在度)



出所) 総務省自治税務局 web site

参考資料7 景気変動と地方消費税収・地方法人税収



出所) 財務省『財政金融統計月報』(租税特集) より作成

参考資料8 地方法人二税

	法人住民税	法人事業税
課税主体	都道府県及び市町村	都道府県
標準税率	(均等割) 資本金等、及び従業員数によって 定められた金額 (法人税割) 都道府県 5.0% 市町村 12.3%	外形標準課税対象法人 (資本金1億円超の普通法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.20% 所得割 1.5~2.9%※1 所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、 公益法人等及び特別法人等) 所得割 2.7~5.3%※2 収入金額課税法人 収入割 0.7%※2

※1) 標準税率及び、地方法人特別税の税率として148%の税率が適用

※2) 標準税率及び、地方法人特別税の税率として81%の税率が適用

出所) 総務省『地方財政計画』より作成



## 参考資料9 財務省型実効税率

日本では、法人に国税として法人税が課税され、地方税としては事業税、都道府県法人住民税、市町村法人住民税が課税されている。しかも、前年度の事業税が法人税と事業税の課税所得を計算する際に損金算入される。従って、法定税率を計測する際には、この前年度事業税分の調整をしなければならない。このような調整を行ったものが財務省型実効税率と呼ばれる。具体的には以下のような計算式となる。

### 財務省型実効税率

$$= \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{都道府県法人税住民税率} + \text{市町村法人住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}} \times 100$$

ここで、現在の法人税率 30%、都道府県法人住民税率 6.0%（東京都）、市町村法人住民税率 14.7%（東京都）、事業税率 0.756%（東京都、含む地方法人特別税）を適用すると、

$$\text{財務省型実効税率（現行）} = \frac{0.3 \times (1 + 0.06 + 0.147) + 0.0756}{1 + 0.0756} \times 100 = 40.69$$

となる。法人税（国税）減税（30%→25.5%）後、法人事業税を撤廃すれば、

$$\text{財務省型実効税率（事業税撤廃後）} = \frac{0.255 \times (1 + 0.06 + 0.147) + 0.00}{1 + 0.00} \times 100 = 30.77$$

となり、さらに法人二税を撤廃すれば、

$$\text{財務省型実効税率（法人二税撤廃後）} = \frac{0.255 \times (1 + 0.00 + 0.00) + 0.00}{1 + 0.00} \times 100 = 25.50$$

となる。

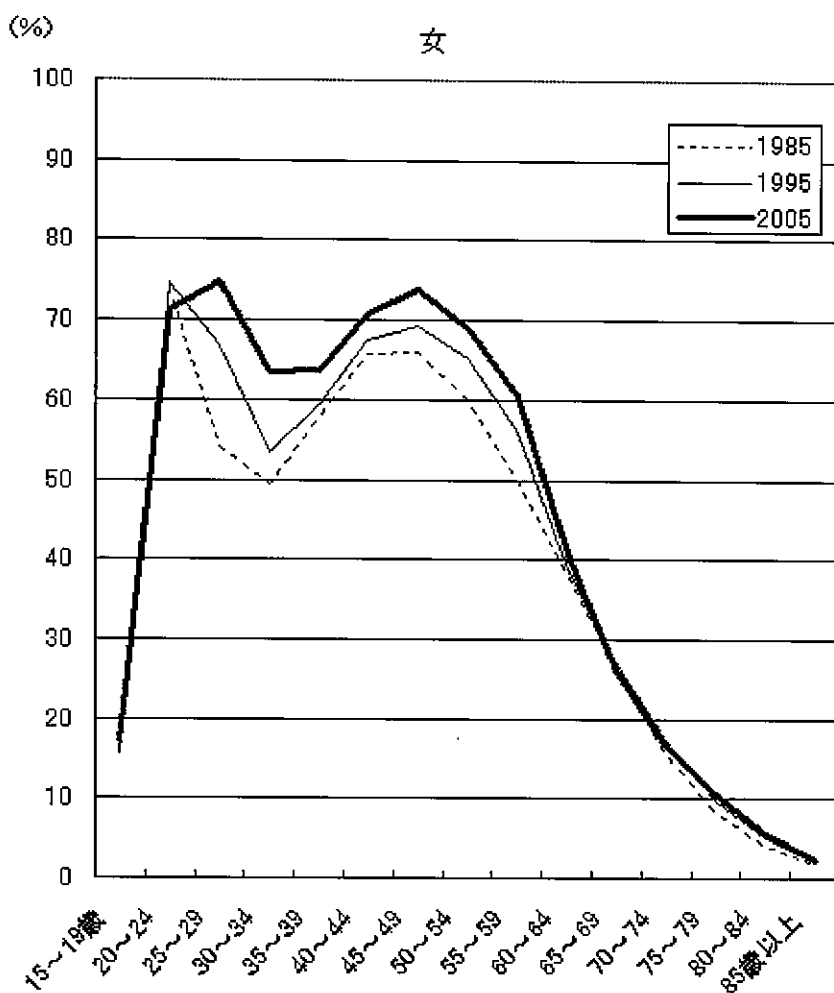
## 参考資料10 実効負担率

一方で、財務省型実効税率は単に税率のみの評価であって、超過課税や税額控除が評価されないため、実際の企業負担と乖離がある。そのため、実際の税負担額を実際の課税ベースで除した実効負担率でしばしば評価される。具体的には、以下のような計算式となる。

### 実効負担率

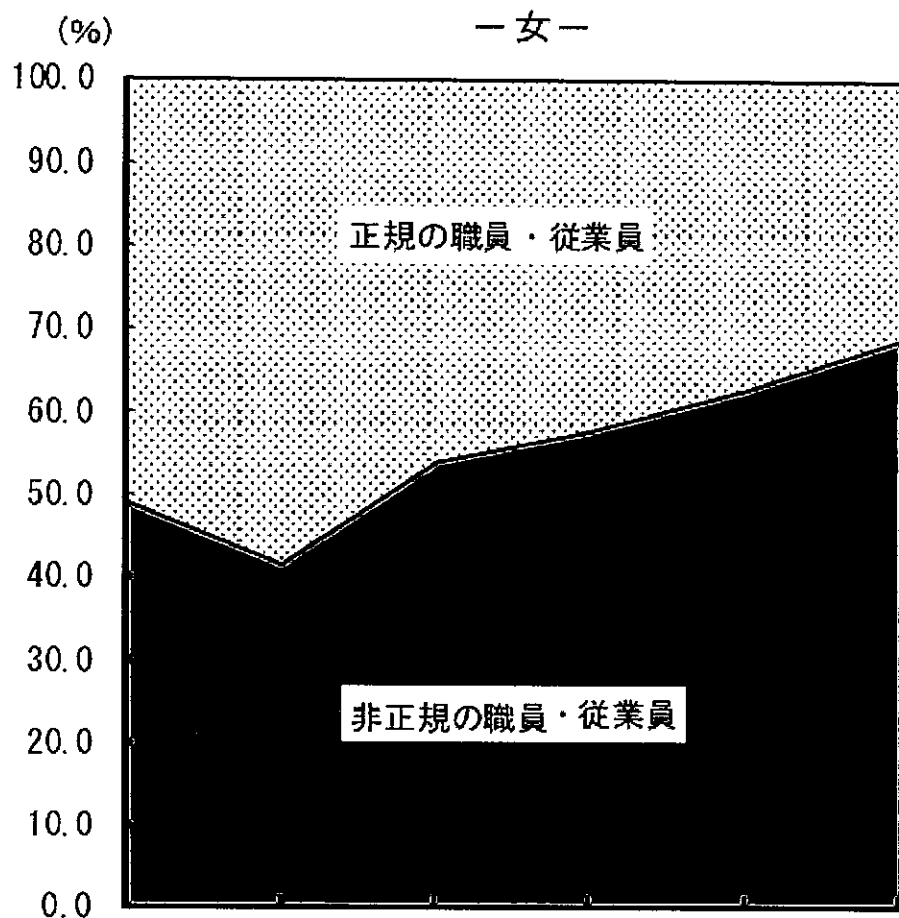
$$= \frac{\text{算出法人課税額} + \text{加算税} - \text{税額控除}}{\text{課税所得} + \text{算出事業税額}} \times 100$$

参考資料1 1 女性の年齢階級別労働力率



出所) 総務省 web site

参考資料1 2 年齢階級別にみた正規、非正規の職員・従業員の割合



15~24歳 25~34歳 35~44歳 45~54歳 55~64歳 65歳以上

出所) 内閣府『労働力調査』

### 参考資料 1 3 配偶者控除・基礎控除の改革イメージ

(改革前)

A. 夫婦世帯 (妻の収入が0)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除 (11万円)
基礎控除 (38万円)	基礎控除 (38万円)
配偶者控除 (38万円)	

B. 夫婦世帯 (妻の収入が0~103万円)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除 (65万円)
基礎控除 (38万円)	基礎控除 (38万円)
配偶者控除 (38万円)	

C. 夫婦世帯 (妻の収入が103万円~141万円)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除
基礎控除 (38万円)	基礎控除 (38万円)
配偶者特別控除 (徐々に減額)	

D. 夫婦世帯 (妻の収入が141万円~)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除
基礎控除 (38万円)	基礎控除 (38万円)
配偶者控除 (38万円)	

E. 女性 (男性) 単身世帯 (収入が141万円~)

本人の所得控除
給与所得控除
基礎控除 (38万円)
配偶者控除 (38万円)

(改革後)

A. 夫婦世帯 (妻の収入が0)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除 (65万円)
基礎控除 (拡充)	基礎控除 (38万円)
配偶者控除 (廃止)	

B. 夫婦世帯 (妻の収入が0~103万円)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除 (65万円)
基礎控除 (拡充)	基礎控除 (拡充) (=従来控除)
配偶者控除 (廃止)	

C. 夫婦世帯 (妻の収入が103万円~141万円)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除
基礎控除 (拡充)	基礎控除 (拡充) (一部非活用)
配偶者控除 (廃止)	

D. 夫婦世帯 (妻の収入が141万円~)

夫の所得控除	妻の所得控除
給与所得控除	給与所得控除
基礎控除 (拡充)	基礎控除 (拡充)
配偶者控除 (廃止)	

E. 女性 (男性) 単身世帯 (収入が141万円~)

本人の所得控除
給与所得控除
基礎控除 (拡充)
配偶者控除 (廃止)

出所) 筆者作成

## 参考資料 1 4 社会保険料の改革イメージ

(改革前)

A 夫婦世帯 (妻の収入が0~130万円)

夫の社会保険料	妻の社会保険料
厚生年金保険料 夫 1階 2階 妻 1階	
健康保険組合保険料 夫・妻	
介護保険保険料 夫・妻	

B 夫婦世帯 (妻の収入が130万円~)

夫の社会保険料	妻の社会保険料
厚生年金保険料 夫 1階 2階	厚生年金保険料 妻 1階 2階
健康保険組合保険料 夫	健康保険組合保険料 妻
介護保険保険料 夫	介護保険保険料 妻

付注)

1階：基礎年金

2階：厚生年金 (共済年金)

出所) 筆者作成

(改革後)

A 夫婦世帯 (妻の収入が0~130万円)

夫の社会保険料	妻の社会保険料
厚生年金保険料 夫 1階 2階	国民年金保険料 妻 1階
健康保険組合保険料 夫	国民健康保険保険料 妻
介護保険保険料 夫	介護保険保険料 妻

B 夫婦世帯 (妻の収入が130万円~)

夫の社会保険料	妻の社会保険料
厚生年金保険料 夫 1階 2階	厚生年金保険料 妻 1階 2階
健康保険組合保険料 夫	健康保険組合保険料 妻
介護保険保険料 夫	介護保険保険料 妻

参考資料 15 自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要

自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要（平成 22 年度予算・地方財政計画額）

	税 目	課 税 物 件	税 率	22年度税収	備 考
国	揮発油税	揮発油	48,600円/kl (本則税率:24,300円/kl)	億円 25,760	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮発油	6,200円/kl (本則税率:4,400円/kl)	2,756 (3増減分 2,756)	・地方の一般財源として全額譲与
	石油ガス税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	240 (3増減分 120)	・税収の1/2は地方の一般財源として譲与
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス、軽自動車、バイク等	(例) 乗用車 車両重量 0.5t・1年につき ・自家用 5,000円 ・営業用 2,700円 (本則税率:いずれも2,500円)	7,535 (3増減分 3,065)	・税収の一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付 ・税収の407/1000は地方の一般財源として譲与
	石油石炭税	原油、石油製品、天然ガス、石油ガス、石炭等	・原油、石油製品 2,040円/kl ・天然ガス、石油ガス等 1,083円/kl ・石炭 700円/t	4,800	・燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源
	航空機燃料税	航空機燃料	26,000円/kl	910 (3増減分 140)	・空港整備財源及び地方空港対策費 ・税収の2/13は地方の空港対策財源として譲与
地方	電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 375円	3,300	・電源立地対策及び電源利用対策財源
	軽油引取税	軽油	32,100円/kl (本則税率:15,000円/kl)	5,432	・地方の一般財源
	自動車取得税	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	・自家用 取得価額の5% ・営業用及び軽自動車 " 3% (本則税率:いずれも3%)	2,286	・地方の一般財源
	自動車税	乗用車、トラック、バス等(軽自動車等を除く)	(例) 乗用車 排気量2,000ccクラス ・自家用 39,500円(年) ・営業用 9,500円(年)	16,272	・地方の一般財源
	軽自動車税	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	(例) 軽乗用車 ・自家用 7,200円(年) ・営業用 5,500円(年)	1,792	・地方の一般財源

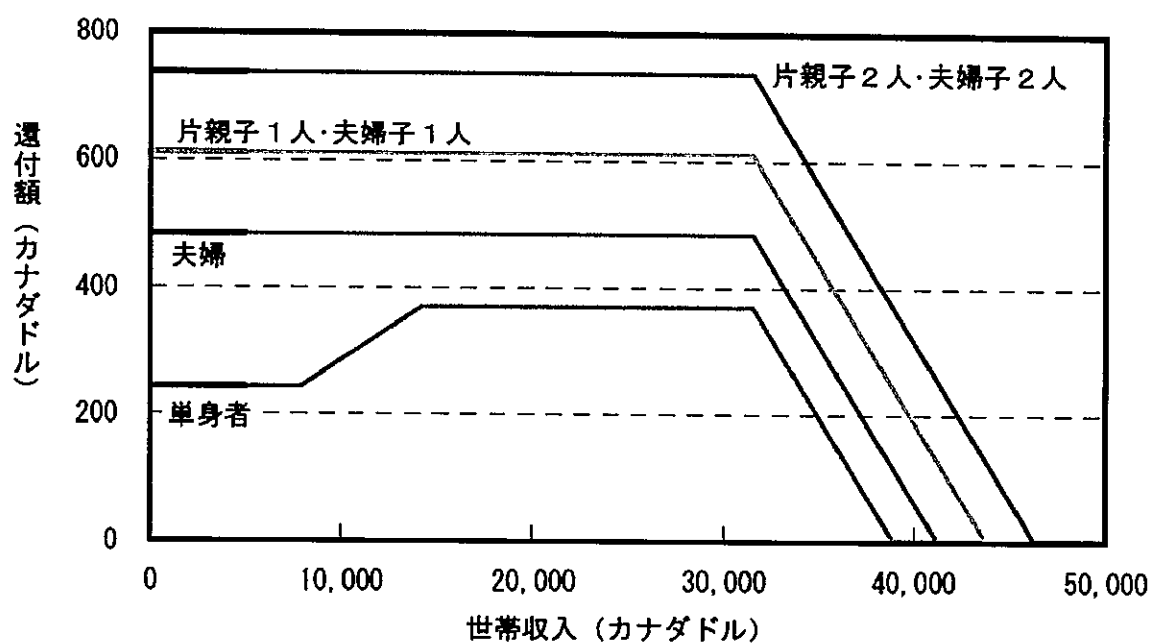
(注) 1. 振収は、国税は当初予算額、地方税は地方財政計画額である。  
2. 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税の税率は租税特別措置法、軽油引取税及び自動車取得税は地方税法附則による特別税率。

出所) 政府税制調査会資料





参考資料17 カナダのGSTクレジット (Goods and Services Tax Credit)



出所) 鎌倉治子(2008)『諸外国の付加価値税(2008年版)』国立国会図書館調査及び立法考査局。

カナダでは、付加価値税であるGSTの導入に際し、生活必需品に係るGSTを還付する目的で、世帯人数に応じて概算で計算されたGSTクレジット額を所得税額から控除できる。還付額が支払税額を超える場合は、その差額が給付される。

参考資料18 個人付番されている既存の番号制度について

個人付番されている既存の番号制度について  
(税務に利用する視点からの整理)

	住民票コード	基礎年金番号
根拠規定	・住民基本台帳法	・国民年金法
付番機関	・市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	・厚生労働大臣
付番対象者	・居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)	・公的年金加入者等(外国人も含む)
目的	・住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) ・国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等)	・公的年金の制度運営の一層の適正化・効率化 ・被保険者及び年金受給権者に対する行政サービスの向上
留意点	① 悉皆的付番の観点	・我が国で唯一、すべての住民に対し付番が完了している。
	② 一人一番号の観点	・我が国で唯一、住民に対し1対1の付番が完了している。
	③ 民一民一官での利用の観点	・住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。
	④ 目で見える番号の観点	・本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。
		・年金制度未加入者(未成年者等)には付番されていない。 ・本人又は勤務先事業主から正確な届出がなされない場合等には重複付番が発生する可能性がある。 ・国民年金法では、法令で定める年金事務を行う民間事業者に限り、基礎年金番号の告知を求めることが認められている。(それ以外は禁止) ・年金手帳等に基礎年金番号が記載されている。

出所) 政府税制調査会資料